

本人通知制度について

1. 本人通知制度とは

この制度は、住民票の写しや戸籍謄・抄本等(以下「住民票の写し等」という。)を第三者等に交付した場合、事前に登録された方(以下「登録者」という。)に対し、その交付の事実を通知する制度です。

住民票の写し等の不正取得による個人の権利及び利益の侵害を防止するとともに、住民票の写し等が第三者等に交付された事を知る権利を保障することを目的とした制度です。

制度の趣旨を十分ご理解いただき、制度の内容に同意のうえ申請してください。

【注】第三者等から住民票の写し等の請求があった場合に、交付を拒否する、あるいは交付の可否をお問い合わせする制度ではありません。また、第三者等からの請求が不正請求であったかを市が調査する制度でもありません。

2. 通知の時期及び方法

登録受付日の翌日以降、第三者等に住民票の写し等を交付したときは、交付した日から起算して 30 日を経過する日以降速やかに、登録者へ「五泉市住民票の写し等交付通知書」(以下「通知書」という。)を郵送します。

3. 通知の対象にならない請求

- ・登録者本人又は同一世帯員からの、住民票関連の証明書の請求
- ・登録者本人、同じ戸籍に記載されている方又はその配偶者・直系尊属卑属からの、戸籍関連の証明書の請求
- ・国又は地方公共団体等からの請求

4. 通知する項目

(1)交付年月日 (2)交付請求者区分(請求者の種別) (3)交付した種類 (4)交付通数

※ 請求者の氏名や住所等の個人情報に記載されません。

※ 五泉市個人情報保護条例に基づき、通知のあった交付請求書の開示請求を行うことができます。

ただし、開示請求を行った場合でも、法人の名称や特定事務受任者【注】の氏名等を除き、第三者等に関する個人情報の開示しない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【注】「特定事務受任者」とは、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士及び行政書士をいいます。

5. 登録の申請等について

- (1) 登録の申請等は、市役所市民課市民係及び支所地域振興課市民係の窓口で受け付けます。
- (2) 本人が来庁できないときは、郵便や代理人による申請等ができます。
- (3) 住民異動届や戸籍の届出等により登録事項(住所、本籍等)に変更が生じた場合は、住所異動や戸籍届出のほかに、本制度における変更の届出が必要です。
- (4) 登録の有効期限はなく、廃止の届出があるまで続きます。ただし、以下に該当した場合は登録を抹消します。
 - ・死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき
 - ・国外に転出したとき
 - ・住民票が職権消除されたとき
 - ・通知対象の住民票除票等が保存期間経過により全て廃棄されたとき
 - ・(3)の変更届出をしなかったために通知書が返戻されたとき

【問い合わせ】

五泉市役所市民課市民係 電話(0250)43-3911
村松支所地域振興課市民係 電話(0250)58-7181